

高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和３年度）交付
要綱

（目的）

第１条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内の中小企業又は個人事業主（以下「市内中小企業等」という。）が、自社の課題を解決し、労働生産性の向上とともに新型コロナウイルス感染症の感染リスクにつながる業務上の対人接触の機会を低減するような業務の非対面化の実現に資するＩＴツールを導入するために要する経費の一部について、予算の範囲内で高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和３年度）（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、市内中小企業等によるＩＴツールを活用した新たなビジネス展開や事業環境の整備などの取組を支援し、もって現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） ＩＴ導入補助金２０２１ 国が令和３年度において実施するサービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業をいう。
- （２） ＩＴ導入支援事業者 ＩＴ導入補助金２０２１の実施において、サービス等生産性向上ＩＴ導入支援事業事務局（以下「事務局」という。）により「ＩＴ導入支援事業者」として登録された事業者をいう。
- （３） ＩＴツール ＩＴ導入支援事業者の申請に基づきＩＴ導入補助金２０２１の補助対象として事務局において登録された製品・サービスの生産・提供などの生産性向上に資するＩＴツールをいう。
- （４） 非対面化ツール 事業所以外の遠隔地から業務を行うテレワーク環境の整備をはじめ、対人接触の機会を低減するよう非対面又は遠隔でのサービス提供が可能なビジネスモデルへの転換による、労働生産性の向上を目的としたＩＴツールをいう。
- （５） クラウド対応ツール 国の推進するソフトウェアのクラウド化に資す

るもので、ソフトウェアのプログラムが提供事業者が用意するクラウドサーバーで稼働するものや自社で用意したプライベートクラウド等で稼働するITツールをいう。

(6) 連携型ソフトウェア 業務の非対面化を前提として異なるプロセス間での情報共有や連携を行うことで第3条に規定する補助対象者の労働生産性の向上に寄与するものをいう。

(7) 単体ソフトウェア 連携型ソフトウェア以外のソフトウェアをいう。

(8) 業務プロセス ソフトウェアが保有する機能を導入することによって、特定の業務の労働生産性が向上する、又は効率化される工程をいう。

(9) 汎用プロセス 業種及び業務に限定されず、業務プロセスと一緒に導入することで更に労働生産性を向上させる業務プロセスに付随しない専用のものをいう。

(10) プロセス 業務プロセス又は汎用プロセスをいう。

(11) 中小企業 別表第1左欄の業種分類に応じ、それぞれ右欄に掲げる定義を満たす会社をいう。

(12) 個人事業主 別表第1左欄の業種分類に応じ、それぞれ右欄に掲げる定義を満たす個人事業主をいう。

(13) 大企業 第11号に規定する中小企業及び前号に規定する個人事業主以外の者であって、事業を営む法人をいう。ただし、次のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

ア 中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

(14) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本店である営業所の所在地が高松市内である中小企業又は市内に住所

を有する個人事業主であること。

(2) 第7条の規定による補助金の交付の申請の日において本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していない者であること。

(3) 令和3年10月1日以前から継続して事業を営んでいること。ただし、補助金の交付の申請の日においても令和3年10月1日に営んでいた事業と同一の事業を営んでいる必要はない。

(4) 補助対象となるITツールを導入した日から継続して1年以上活用し、生産性の向上等に取り組む意思を有する者であること。

(5) IT導入補助金2021における低感染リスク型ビジネス枠で補助金の交付の決定を受けていない者であること。

(6) 製品・サービスの生産・提供などの生産活動に資する事業を行っている者であること。

(7) 過去に本補助金又は令和2年度に実施した高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金の交付を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 次のアからカまでのいずれかに該当する中小企業及び個人事業主（以下「みなし大企業」という。）。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでの規定に該当する中小企業が所有している中小企業

オ アからウまでの規定に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

カ 申告済みで、かつ、確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業及び個人事業主

- (2) IT導入補助金2021において、IT導入支援事業者に登録されている事業者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る事業者
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。）
 - (5) 申請書の提出の前1年以内において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業者
 - (6) 宗教法人
 - (7) 法人格のない任意団体
 - (8) 補助金の交付の申請の時点で高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている事業者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助することが適当でないと認めた者
- （補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業のいずれかに該当するものとする。ただし、国、県又はその他各種団体等の他の補助金と重複する事業については、補助対象事業に含まないものとする。

- (1) 複数の業務工程を広範囲に非対面化する業務形態の転換が可能なソフトウェア等を導入する事業（以下「低感染リスク型ビジネス類型」という。）
- (2) テレワーク環境の整備に資するクラウド対応したソフトウェア等を導入する事業（以下「テレワーク対応類型」という。）

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

事務局により登録を受けている I T 導入支援事業者のうちいずれか 1 者が提供する I T ツール（事務局において登録されているものに限る。）の導入に係る経費（消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。）であって、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（1） 低感染リスク型ビジネス類型

ア 導入する I T ツールには、別表第 2 に定める大分類「ソフトウェア」のうち、「連携型ソフトウェア」が 1 つ以上含まれていること。

イ 導入する I T ツールのうち、別表第 2 に定める大分類「ソフトウェア」は、全て非対面化ツールであること。

ウ 導入する I T ツールのうち、別表第 2 に定める大分類「ソフトウェア」の「単体ソフトウェア」及び「連携型ソフトウェア」に設定されたプロセスの数は、2 種類以上であること。この場合において、種類が重複するプロセスは 1 とする。

エ 別表第 2 に定める大分類「ソフトウェア」の「単体ソフトウェア」又は大分類「オプション」若しくは「役務」の導入に係るそれぞれの経費を併せて補助対象経費として申請する場合は、連携型ソフトウェアはこの号のイ及びウの要件を満たしていること。

オ この号のエの場合において、別表第 2 に定める大分類「オプション」及び「役務」は、申請をする別表第 2 に定める大分類「ソフトウェア」に関連するものであること。

カ 別表第 2 に定める大分類「役務」の「ハードウェアレンタル」を補助対象経費として申請する場合は、当該ハードウェアの活用により業務形態の非対面化を実現するものであること。

（2） テレワーク対応類型

ア 導入する I T ツールには、別表第 2 に定める大分類「ソフトウェア」のうち、「単体ソフトウェア」が 1 つ以上含まれていること。ただし、導入する I T ツールとして「連携型ソフトウェア」を含めることはできない。

イ 導入する I T ツールのうち、別表第 2 に定める大分類「ソフトウェア」

の「単体ソフトウェア」は、全て非対面化ツール及びクラウド対応ツールであること。

ウ 導入するITツールのうち、別表第2に定める大分類「ソフトウェア」の「単体ソフトウェア」に設定されたプロセスの数は、2種類以上であること。この場合において、種類が重複するプロセスは1とする。

エ 別表第2に定める大分類「オプション」又は「役務」の導入に係るそれぞれの経費を併せて補助対象経費として申請する場合は、単体ソフトウェアはこの号のイ及びウの要件を満たしていること。

オ この号のエの場合において、別表第2に定める大分類「オプション」及び「役務」は、申請をする別表第2に定める大分類「ソフトウェア」に関連するものであること。

カ 別表第2に定める大分類「役務」の「ハードウェアレンタル」を補助対象経費として申請する場合は、当該ハードウェアの活用により業務形態の非対面化を実現するものであること。

2 別表第2に定める大分類「役務」の「ハードウェアレンタル」のうち、補助対象となる機器及び周辺機器（以下「機器等」という。）は次の各号に掲げるものに限定し、これらに該当しない機器等のレンタルに要する経費は補助の対象外とする。

(1) デスクトップ型PC、ラップトップ型PC、タブレット型PC及びスマートフォン

(2) 前号に掲げる機器に接続し、業務形態の非対面化の目的に対応したWEBカメラ、マイク、スピーカー、ヘッドセット、ルーター（WiFiルーター・アクセスポイント等）、ディスプレイ及びプリンター

(3) 業務形態の非対面化の目的に対応したキャッシュレス決済端末及びその付属品

3 前項に定める機器等のレンタルに係る補助対象と補助対象外の考え方は、次の各号に定めるところによる。

(1) ハードウェアレンタル費用は、IT導入支援事業者により事務局に登録されたITツールのみを補助対象とする。

(2) レンタルに要する経費は、レンタルを開始した日から起算して1年分

までを上限として補助対象とする。

- (3) 令和3年度中又は補助対象とした経費分の期間利用後に、無償譲渡することを前提とした契約によるレンタルは補助対象外とする。
- (4) タブレット型PC又はスマートフォンについては、Wifiモデル、セルラーモデル等を問わないが、その通信料は補助対象外とする。なお、セルラーモデルの導入においては、SIMカードのレンタルに要する経費も端末と併せて補助対象とする。
- (5) WEBカメラについては、主にPCを利用して業務形態の非対面化を行うために活用するITツールを補助対象とし、監視カメラ、見守りカメラ又は一般的な被写体撮影用カメラ等は補助対象外とする。なお、PC接続が可能なものであっても、当該製品でなければいけない必要性を求めることとし、その結果、市において当該製品である必要性が無いと判断した場合は当該製品は補助対象外とする。
- (6) ルーターについては、主に業務形態の非対面化を目的として社内外を問わず導入するモデムやルーター機器を補助対象とする。また、モバイルWifiルーターについてはレンタルに限り補助対象とするが、その通信料は補助対象外とする。
- (7) ディスプレイについては、主に業務形態の非対面化を目的として社内外を問わず導入するITツールを補助対象とし、TVチューナー付きディスプレイや遊興的に映像を流すことを目的とするディスプレイは補助対象外とする。なお、PC接続が可能なものであっても、当該製品でなければならぬ必要性を求めることとし、その結果、市において当該製品である必要性が無いと判断した場合は当該製品は補助対象外とする。
- (8) プリンターについては、主に業務形態の非対面化を目的として、社内外を問わず導入する文書媒体に対して出力をするITツールの機器レンタル料金のみを補助対象とし、インク等の消耗品については補助対象外とする。
- (9) 前項第3号に規定するキャッシュレス決済端末については、クレジットカード、デビットカード、電子マネーQRコード決済など、一般的な購買に繰り返し利用することのできる電子的な決済手段の提供に必要な、読

み取り、決済処理、精算データ作成、精算データ送信及び通信機能を有する機器のうち、リーダライタ及びバーコードリーダーの機器レンタル料金のみを補助対象とし、通信料、インクやロール紙等の消耗品及びPOSレジ本体については補助対象外とする。

- (10) 前項第3号に規定する付属品については、前号に規定するキャッシュレス決済端末を補助対象として交付申請をする場合に併せて交付申請をする場合のみを補助対象とする。この場合において補助対象となる付属品は、キャッシュレス決済を行うためのソフトウェア及び決済端末と併せて使用をする際に必要な機器（サインパッド、カスタマーディスプレイ、レシートプリンター及びSIMカードに限る。）とし、その機器レンタル料金のみを補助対象とし、その設置費、通信料、インクやロール紙等の消耗品については補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 低感染リスク型ビジネス類型 補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2（導入するITツールを提供するIT導入支援事業者の本店所在地が高松市内である場合にあつては、4分の3）を乗じて得た額（その額が30万円に満たない場合は零円、200万円を超える場合は200万円とする。）

- (2) テレワーク対応類型 補助対象経費の実支出額の合計額に3分の2（導入するITツールを提供するIT導入支援事業者の本店所在地が高松市内である場合にあつては、4分の3）を乗じて得た額（その額が30万円に満たない場合は零円、100万円を超える場合は100万円とする。）

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に市長に提出しなければならない。これらの書類のうち第5号及び第7号に掲げる書類

は、この申請書の提出の日前1か月以内に発行されたものに限る。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 補助申請額算定調書（様式第4号）
- (4) ITツールの導入に係る経費の見積書の写し
- (5) 履歴事項全部証明書（申請者が個人の場合にあつては住民票の写し）
- (6) 税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人事業主の場合に限る。）
- (7) 本市の市税に係る滞納無証明書
- (8) 誓約書（様式第5号）
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。ただし、審査の結果、補助金を交付することが適当と認める者に係る補助金の交付決定予定額の合計が令和3年度の予算額を上回る場合は、抽選の方法により優先順位をつけて補助金を交付する者を決定するものとする。また、補助金の交付決定予定額の合計が予算額を超えないときは、市長は、前条の規定に準じて、再度、交付の申請を募ることができる。この場合においては、補助金を交付することが適当と認める者は原則として先着順により決定することとし、それにより難しい場合は、抽選の方法によるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の適否を決定したときは、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付決定通知書（様式第6号）又は高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）不交付決定通知書（様式第7号）により、その決定の内容及びこれに付する条件を申請者に通知するものとする。

（着手届及び完了届）

第9条 前条第2項の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」とい

う。)に着手したときは高松市中小企業等デジタルシフト事業(令和3年度)着手届(様式第8号)を、当該補助事業が完了したときは高松市中小企業等デジタルシフト事業(令和3年度)完了届(様式第9号)を直ちに市長に提出しなければならない。

2 前項の補助事業に係るITツールの導入がハードウェアレンタルを含む場合は、当該ハードウェアレンタルについて補助対象として認められた期間におけるレンタル料のうち、当該年度の2月15日までに支払った最終の日をもって当該補助事業は完了したとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするとき、及び補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

(1) 第7条に規定する申請書又は添付書類の内容又は記載した事項を変更しようとするときは、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金(令和3年度)変更交付申請書(様式第10号)に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること。ただし、次のア又はイに掲げる場合は、当該申請書の提出は要しない。

ア 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的に補助事業の目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 補助事業の目的及び能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市中小企業等デジタルシフト事業(令和3年度)中止(廃止)承認申請書(様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、その理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けること。

2 前項第1号及び第2号の場合においては、第8条第2項の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算

して20日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の2月28日のいずれか早い日までに、高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和3年度）実績報告書（様式第12号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第13号）
- (2) 収支決算書（様式第14号）
- (3) 補助金額算定調書（様式第15号）
- (4) 導入をしたITツールに係る契約書、請書等の写し
- (5) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類
- (6) 納品書の写し
- (7) 写真（設置前及び設置後の状況の分かるものに限る。）又は成果報告物等（ソフトウェア等の写真撮影ができない場合）
- (8) その他市長が必要と認める書類
（交付指令等）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助事業が申請のとおり完了したことを確認したときは、補助金の額を確定し、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付指令書（様式第16号）により補助事業者へ通知し、条件を付して補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（事業実施効果の報告）

第13条 補助事業者は、高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和3年度）完了届に記載をした補助事業完了日から起算をして1年を経過した日の後遅滞なく、高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和3年度）実施効果報告書（様式第17号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ハードウェアレンタルに関する確認書（様式第18号）（ハードウェアレンタルの場合に限る。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

(4) 前3号に定める場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について書類を整理し、かつ、当該帳簿及び書類を補助事業が完了した日(補助事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他財産(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反してこれを使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定により市長の承認を受けて補助事業者が取得財産等を処分した場合において、補助事業者に収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

業種分類	定義
1 製造業、建設業、 運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
2 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
3 サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
4 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
5 ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主

6 ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
7 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
8 その他の業種 (上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
9 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
10 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
11 商工会、都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
12 中小企業支援法 (昭和38年法律第147号)第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
13 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
14 財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
15 特定非営利活動法人	上記1から8までの業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

注 本事業に申請する全ての事業者については、製品・サービスの生産・提供などの、生産活動に資する事業を行っていることを前提とし、本事業における補助対象者とする。なお、申請し、及び導入するITツールは、製品・サービスの生産・提供などの生産性向上に資するものであること。

別表第2（第5条関係）

大分類	カテゴリー	プロセス名
ソフトウェア	単体ソフトウェア	①顧客対応・販売支援
		②決済・債権債務・資金回収管理
		③調達・供給・在庫・物流
		④会計・財務・経営
		⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
		⑥業種固有プロセス
		⑦汎用・自動化・分析ツール
	連携型ソフトウェア	①顧客対応・販売支援
		②決済・債権債務・資金回収管理
		③調達・供給・在庫・物流
		④会計・財務・経営
		⑤総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス
		⑥業種固有プロセス
		⑦汎用・自動化・分析ツール
オプション	機能拡張	
	データ連携ツール	
	セキュリティ	
役務	導入コンサルティング	
	導入設定・マニュアル作	

成・導入研修
保守サポート
ハードウェアレンタル

年 月 日

(宛先) 高松市長

申請者 所在地
名称
代表者 ⑩
(個人にあつては、住所及び氏名)
電話番号
担当者名

高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）交付
申請書

次のとおり高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）の交付を受けたいので、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業の目的	
事業の内容	
着手・完了 予定年月日	着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日
補助対象経費 実支出予定額	円
補助申請の額	円
添付書類	(1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) 補助申請額算定調書（様式第 4 号） (4) ITツールの導入に係る経費の見積書の写し (5) 履歴事項全部証明書（申請者が個人の場合にあつては住民票の写し） (6) 税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し（申請者が個人事業主の場合に限る） (7) 本市の市税に係る滞納無証明書 (8) 誓約書（様式第 5 号） (9) その他市長が必要と認める書類

注 1 添付書類第 5 号及び第 7 号は、この申請書の提出の日前 1 か月以内に発行されたものに限る。

注 2 「補助対象経費実支出予定額」及び「補助申請の額」はいずれも「消費税及び地方消費税を含まない額」を記載してください。

事業計画書

1 事業者に関する事項

1	事業者の氏名又は名称		
2	代表者名（事業者が法人の場合）		
3	担当者	氏名	
		電話番号	
		F A X	
		メールアドレス	
4	法人番号（13桁）		
5	設立年月日		
6	資本金又は出資の総額		
7	常時使用する従業員の数		
8	主たる業種		

注 主たる業種は、日本標準産業分類の中分類により記載してください。

2 事業計画等に関する事項

1	補助事業の 区分	<input type="checkbox"/>	低感染リスク型ビジネス類型
		<input type="checkbox"/>	テレワーク対応類型
2	申請事業者 の主な事業		
3	経営状況 及び課題		
4	補助事業に よる具体的 取組の内容 及び生産性 向上の効果		

注1 「経営状況及び課題」欄は、経営状況が、新型コロナウイルス感染症によりどのような影響を受けたのかが分かるように、具体的に記載をしてください。また、そのことにより経営に関しどのような課題があるのかを記載してください。

注2 「補助事業による具体的取組の内容及び生産性向上の効果」欄は、申請事業者の課題を解決するため、どのようなITツールを導入し、そのことによりどのような効果を目指すのかを具体的に記載してください。

3 I T 導入支援事業者に関する事項

1	事業者の名称	
2	本店所在地	
3	電話番号	
4	その他	コンソーシアムの場合、I T ツールを提供する構成員の 名称 所在地 電話番号 担当者名

4 導入する I T ツールに関する事項

	I T ツール			
	名称	カテゴリー	プロセス名	クラウド対応状況
1				対応・非対応
2				対応・非対応
3				対応・非対応
4				対応・非対応
5				対応・非対応

	単価 (円)	数量 (個)	金額 (円)	備考
1				
2				
3				
4				
5				

合計金額 (円)	
----------	--

注1 「カテゴリー」欄及び「プロセス名」欄（カテゴリー欄が「単体ソフトウェア」又は「連携型ソフトウェア」の場合に限る。）は高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付要綱別表第2に基づき記載してください。また、I T ツールのクラウド対応状況について、対応又は非対応のいずれかに○印をしてください。

注2 ハードウェアレンタルの場合は、「名称」欄に導入する機器等の名称、「数量」欄は、レンタルの「期間×台数」、「備考」欄は、レンタルの期間及びその台数を記載してください。

注3 単価、金額及び合計金額はいずれも消費税及び地方消費税を含まない額を記入してください。

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
市補助金		
申請者負担金		
計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	摘 要
計		

※ 支出の部の区分の欄は大分類ごとの名称を、摘要の欄は、事業に係る経費の使用目的等を具体的に記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、大分類ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。

様式第4号（第7条関係）

補助申請額算定調書

※次のうち申請に係るものの□に、チェックを入れてください。

低感染リスク型ビジネス類型

ア. IT導入支援事業者の本店所在地が高松市外の場合

補助対象経費の合計（税抜）× 補助率 = 補助申請の額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \frac{2}{3} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

（1,000円未満切り捨て。下限30万円、上限200万円）

イ. IT導入支援事業者の本店所在地が高松市内の場合

補助対象経費の合計（税抜）× 補助率 = 補助申請の額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \frac{3}{4} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

（1,000円未満切り捨て。下限30万円、上限200万円）

テレワーク対応類型

ア. IT導入支援事業者の本店所在地が高松市外の場合

補助対象経費の合計（税抜）× 補助率 = 補助申請の額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \frac{2}{3} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

（1,000円未満切り捨て。下限30万円、上限100万円）

イ. IT導入支援事業者の本店所在地が高松市内の場合

補助対象経費の合計（税抜）× 補助率 = 補助申請の額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \frac{3}{4} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

（1,000円未満切り捨て。下限30万円、上限100万円）

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者 ⑨
（個人にあつては、住所及び氏名）

誓約書

申請者は、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- （1） 申請者は、令和3年10月1日以前から継続して事業を営んでいます。
- （2） 申請者は、補助対象となるITツールを導入した日から継続して1年以上活用し、生産性の向上等に取り組みます。
- （3） 申請者は、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の番号__に該当する規模の事業者です。また、申請者は要綱第3条第2項第1号に規定するみなし大企業ではありません。
- （4） 申請者は、IT導入補助金2021において、「IT導入支援事業者」として登録されている事業者ではありません。
- （5） 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の反社会的勢力に係る事業者ではありません。
- （6） 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む事業者（旅館業法第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営むものを除く。）を除く。）ではありません。
- （7） 申請書の提出の日前1年以内において、労働関係法令違反により送検処分を受けている事業者ではありません。
- （8） 申請者は、宗教法人ではありません。
- （9） 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- （10） 申請者は、高松市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置が講じられている事業者ではありません。
- （11） 申請者は、IT導入補助金2021における低感染リスク型ビジネス枠で補助金の交付の決定を受けている事業者ではありません。
- （12） 申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、国、県又はその他各種団体等から他の補助金を受けていません。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）交付
決定通知書

年 月 日付で申請のあった高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）の交付については、次のとおり決定したので、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

- 1 補助金の名称 補助金
- 2 補助金の交付予定額 円
- 3 交付の条件
 - (1) この補助金は、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 補助事業に着手したときは高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和 3 年度）着手届（様式第 8 号）を、当該補助事業が完了したときは高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和 3 年度）完了届（様式第 9 号）を直ちに市長に提出しなければなりません。
 - (3) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。
 - (ア) 補助事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、より能率的に補助事業の目的の達成に資するものと考えられる場合
 - (イ) 補助事業の目的及び能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (4) 補助事業が完了したときは、その完了をした日から起算して 20 日を経過する日又は補助金の交付の決定に係る市の会計年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和 3 年度）実績報告書（様式第 12 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
 - (5) 第 2 号の完了届に記載をした補助事業完了日から起算して 1 年を経過した日の後遅滞なく、高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和 3 年度）実施効果報告書（様式第 17 号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければなりません。
 - (6) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (7) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

(8) 高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第7号（第8条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）の交付については、交付をしないことに決定したので、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

交付をしない理由

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代 表 者 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）
電話番号
担当者名

高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和 3 年度）着手届

年 月 日付け高 第 号により高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）の交付の決定の通知のあった補助事業に、次のとおり着手したので、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）交付要綱第 9 条第 1 項の規定により届けます。

補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者 ④
（個人にあつては、住所及び氏名）
電話番号
担当者名

高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和3年度）完了届

年 月 日付け高 第 号により高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）の交付の決定の通知のあった補助事業が、次のとおり完了したので、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付要綱第9条第1項の規定により届けます。

補助事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者 ⑩
 （個人にあつては、住所及び氏名）
 電話番号
 担当者名

高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）の交付の決定の通知のあつた補助事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付要綱第10条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更する事項		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更後の着手・完了予定年月日	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
変更後の補助対象経費実支出予定額	円	
変更後の補助申請の額	円	
添付書類	(1) 変更後の事業計画書（様式第2号） (2) 変更後の収支予算書（様式第3号） (3) 変更後の補助申請額算定調書（様式第4号） (4) 変更後の内容を確認することのできる書類 (5) その他市長が必要と認める書類	

注 「変更後の補助対象経費実支出予定額」及び「変更後の補助申請の額」はいずれも「消費税及び地方消費税を含まない額」を記載してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者 ⑩
（個人にあつては、住所及び氏名）
電話番号
担当者名

高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和 3 年度）中止（廃止）
承認申請書

年 月 日付け高 第 号により高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）の交付の決定の通知のあつた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）交付要綱第 1 0 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

中止（廃止）の理由	
中止（廃止）予定年月日	年 月 日
中止の場合の再開予定年月日	年 月 日

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者 ⑩
 （個人にあつては、住所及び氏名）
 電話番号
 担当者名

高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和 3 年度）実績報告書

年 月 日付け高 第 号により高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）の交付の決定の通知のあった補助事業について、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）交付要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額	円
着手・完了 年 月 日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
事業の効果	
添付書類	(1) 事業実績書（様式第 1 3 号） (2) 収支決算書（様式第 1 4 号） (3) 補助金額算定調書（様式第 1 5 号） (4) 導入した I T ツールに係る契約書、請書等の写し (5) 補助対象経費を支払ったことを確認することのできる書類 (6) 納品書の写し (7) 写真（設置前及び設置後の状況の分かるものに限る。）又は成果報告物等（ソフトウェア等の写真撮影ができない場合） (8) その他市長が必要と認める書類

様式第13号（第11条関係）

事業実績書

1 事業者に関する事項

1	事業者の氏名又は名称		
2	代表者名（事業者が法人の場合）		
3	担当者	氏名	
		電話番号	
		F A X	
		メールアドレス	
4	法人番号（13桁）		
5	設立年月日		
6	資本金又は出資の総額		
7	常時使用する従業員の数		
8	主たる業種		

注 主たる業種は、日本標準産業分類の中分類により記載してください。

2 事業実績等に関する事項

1	補助事業の区分	<input type="checkbox"/>	低感染リスク型ビジネス類型
		<input type="checkbox"/>	テレワーク対応類型
2	補助事業者の主な事業		
3	経営状況及び課題		
4	補助事業による具体的取組の内容及び生産性向上の効果		

注1 「経営状況及び課題」欄は、補助事業実施後の経営状況が、実施前と比較してどのように変わったのかを具体的に記載をしてください。また、今後の経営に関しどのような課題があるのかを記載してください。

注2 「補助事業による具体的取組の内容及び生産性向上の効果」欄は、補助事業者の課題を解決するため、どのようなITツールを導入し、そのことによりどのような効果が成果として表れたのかを具体的に記載してください。

3 IT導入支援事業者に関する事項

1	事業者の名称	
2	本店所在地	
3	電話番号	
4	その他	コンソーシアムの場合、ITツールを提供する構成員の 名称 所在地 電話番号 担当者名

4 導入をしたITツールに関する事項

	ITツール			
	名称	カテゴリー	プロセス名	クラウド対応状況
1				対応・非対応
2				対応・非対応
3				対応・非対応
4				対応・非対応
5				対応・非対応

	単価（円）	数量（個）	金額（円）	備考
1				
2				
3				
4				
5				

合計金額（円）	
---------	--

注1 「カテゴリー」欄及び「プロセス名」欄（カテゴリー欄が「単体ソフトウェア」又は「連携型ソフトウェア」の場合に限る。）は高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付要綱別表第2に基づき記載してください。また、ITツールのクラウド対応状況について、対応又は非対応のいずれかに○印をしてください。

注2 ハードウェアレンタルの場合は、「名称」欄に導入する機器等の名称、「数量」欄は、レンタルの「期間×台数」、「備考」欄は、レンタルの期間及びその台数を記載してください。

注3 単価、金額及び合計金額はいずれも消費税及び地方消費税を含まない額を記入してください。

収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引 増減額	摘 要
市補助金				
申請者負担金				
計				

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引 増減額	摘 要
計				

※ 収支予算書と対比できるように記載してください。また、消費税及び地方消費税の額は、大分類ごとに名称を記載した行とは別の行に、これらに係る税額の総額を記載してください。

様式第 1 5 号 (第 1 1 条関係)

補助金額算定調書

※次のうち実績報告に係るものの□に、チェックを入れてください。

低感染リスク型ビジネス類型

ア. IT導入支援事業者の本店所在地が高松市外の場合

補助対象経費の合計(税抜) × 補助率 = 補助金の額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \frac{2}{3} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

(1,000円未満切り捨て。下限30万円、上限200万円)

イ. IT導入支援事業者の本店所在地が高松市内の場合

補助対象経費の合計(税抜) × 補助率 = 補助金の額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \frac{3}{4} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

(1,000円未満切り捨て。下限30万円、上限200万円)

テレワーク対応類型

ア. IT導入支援事業者の本店所在地が高松市外の場合

補助対象経費の合計(税抜) × 補助率 = 補助金の額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \frac{2}{3} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

(1,000円未満切り捨て。下限30万円、上限100万円)

イ. IT導入支援事業者の本店所在地が高松市内の場合

補助対象経費の合計(税抜) × 補助率 = 補助金の額

$$\underline{\hspace{2cm}} \text{円} \times \frac{3}{4} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

(1,000円未満切り捨て。下限30万円、上限100万円)

様

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和3年度）について、次のとおり条件を付けて補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和3年度）交付要綱（以下「要綱」という。）に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- 2 高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和3年度）完了届（様式第9号）に記載をした補助事業完了日から起算して1年を経過した日の後遅滞なく、高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和3年度）実施効果報告書（様式第17号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければなりません。
- 3 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 4 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 5 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名称
代表者 ④
（個人にあつては、住所及び氏名）
電話番号
担当者名

高松市中小企業等デジタルシフト事業（令和 3 年度）実施効果報告書

年 月 日付け高松市指令 第 号に基づき高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）の交付を受けた補助事業について、高松市中小企業等デジタルシフト事業補助金（令和 3 年度）交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、事業実施効果の報告をします。

補助金の額	円
着手・完了 年月日	着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日
補助事業の完了後 1 年経過時における生産性向上等の事業実施効果	
添付書類	(1) ハードウェアレンタルに関する確認書（様式第 18 号） (2) その他市長が必要と認める書類

注 1 「事業実施効果」の欄は、補助事業者の課題解決のため、どのような IT ツールを導入し、そのことにより生産性向上等に関し、補助事業の実施前及び完了時点と比較してどのような効果が成果として表れたのかを具体的に記載してください。

注 2 添付書類(1)はハードウェアレンタルの場合のみ提出してください。

ハードウェアレンタルに関する確認書

様

1 事業者に関する事項

1	事業者の氏名又は名称	
2	代表者名（事業者が法人の場合）	
3	法人番号（13桁）	

2 事業者が導入したハードウェアに関する事項

	名称	期間（開始年月日 ～終了年月日）	台数
1			
2			
3			
4			
5			

注 「名称」欄は、事業者にレンタルをした機器等の名称、「期間（開始年月日～終了年月日）」欄及び「台数」欄は、レンタルをした実期間と実台数を記載してください。この書類作成時点においてもレンタルが継続している場合は、終了年月日は、「現在」と記載してください。

本確認書に記載をした内容に相違ありません。

年 月 日

I T 導入支援事業者 所在地
名 称
代表者

印